

日医発第923号(生59)  
平成18年12月14日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
唐澤 祥人

日本医師会生涯教育講座等の各種講習会を  
日本内科学会認定内科専門医更新の研修単位とするための申請について  
(平成19年度開催分)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

生涯教育の推進につきまして平素より種々ご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、都道府県医師会が開催する日本医師会生涯教育講座等の各種講習会は、一定の要件を満たせば、日本内科学会が制度化している認定内科専門医の認定更新に必要な単位を取得できる講演会として指定されます。

指定を受けるには、都道府県医師会が別添様式の申請書を、日本医師会を通して日本内科学会に提出し、日本内科学会が審査のうえ決定することになります。

つきましては、平成19年度に各都道府県医師会で開催される日本医師会生涯教育講座等の各種講習会につきまして、日本内科学会の指定を希望される場合は、別紙の要項に基づき申請していただきますよう貴職の特段のご高配をお願い申し上げます。

なお、申請期間は3期に分かれています。日本内科学会の機関誌による広報等のため、企画された講習会等の開催日よりかなり早い時期となっております。

また、日本内科学会認定内科医の資格更新のために必要な単位は、平成15年4月から同学会が主催する企画したものだけで取得することとなり、日本医師会生涯教育講座等の各種講習会による取得はできないことも併せてご承知おきください。

## 日本内科学会による指定のための要項

- ・日本内科学会認定内科医ならびに認定内科専門医の資格更新には5年間に以下の単位を取得する必要があります。

認定内科医：日本内科学会が企画するものだけで25単位取得。

認定内科専門医：「認定内科医」を更新し、さらに50単位必要。取得総単位数は75単位。

- ・日本医師会および都道府県医師会が企画する生涯教育講座等の各種講習会で、日本内科学会認定医制度審議会が指定したのものへの参加により、1回につき2単位が取得できます。この2単位は上記の認定内科専門医の資格更新にのみ適用されます。

更新までの5年間に最大25単位まで取得が可能です。(詳細は内科学会作成の別添2の資料「認定更新に関する規定」4～8ページ参照)

指定のための要項は以下の通りです。

## 1. 講座・講習会の内容・形式

講習会の合計時間が3時間以上(映画およびビデオ上映時間を含めない)で、このうち内科学が2時間以上であること。

講習会の講師は2名以上であること。

日本内科学会会員に公開するものであること。

注：衛星ネットワーク方式による受講方法は、現在日本内科学会では単位設定の企画として認められていません。

## 2. 申請書様式は、別添1のとおりです。

## 3. 申請期日(平成19年度開催の講習会等については以下のとおりとします。)

	講習会開催日	申請期間
第 期	平成19年 4月1日～ 7月31日	平成19年1月4日～ 31日
第 期	平成19年 8月1日～ 11月30日	平成19年5月1日～ 31日
第 期	平成19年12月1日～ 20年3月31日	平成19年9月1日～ 30日

## 4. 申請書送付先

〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16

日本医師会生涯教育課 生涯教育講座担当係

(申請書は1件につき2部送付してください。1部はコピーでも結構です。)

## 5. 申請の流れおよび審査結果の通知

## (1) 申請書の流れ

都道府県医師会 → 日本医師会 → 日本内科学会(審査)

## (2) 審査結果の通知

日本内科学会 → 日本医師会 → 都道府県医師会

(日本内科学会誌および

ホームページによる広報)

6. 指定された場合に都道府県医師会の行う具体的作業

参加証（出席証明書）の作成・発行等

・都道府県医師会は下記様式の参加証を作成し、出席を確認のうえ、参加者に配布して下さい。参加証はB6版サイズ以下の大きさにし、紙は薄いもの（コピー用紙以下）を使用して下さい。

・講習会等への参加が有料の場合は領収証を発行して下さい。

（なお、都道府県医師会から日本内科学会へ出席者の報告をする必要はありません。参加証は認定内科専門医の更新時に、各個人が日本内科学会に提出[自己申告]することになります。）

参加証様式

<p>平成19年度第 回 生涯教育講習会 参加証</p> <p>所属 _____ 県医師会 氏名 _____ 学会会員 No. _____ 開催日：平成 年 月 日</p> <p>貴殿は上記の 生涯教育講習会に 参加したことを証明する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>県医師会長</p> <p style="text-align: right;">印</p>
---

問合せ先

1. 日本医師会生涯教育課 生涯教育係

TEL 03(3942)6139 [直通]

FAX 03(3942)6503

2. 日本内科学会事務局

TEL 03(3813)5991 [代]

FAX 03(3818)1556

## 〔 様式見本 〕

平成 年 月 日

日本内科学会理事長 殿  
日本医師会長 殿

\_\_\_\_\_ 県医師会  
 会長 \_\_\_\_\_ 印

## 申請書

本会では 生涯教育講習会を下記の要領で実施すべく計画いたしております。  
 つきましては、本講習会を日本内科学会認定内科専門医の認定更新のための講演会として指  
 定していただきたく、申請いたします。

## 記

1. 講習会名 生涯教育講習会
2. 開催日・開催地  
 開催日 平成 年 月 日 開催時間 午前 時 分～午後 時 分  
 開催地 市 会場名 医師会館
3. 参加方式  
 予約制または自由参加制
4. 参加費  
 無料または有料 \_\_\_\_\_ 円
5. プログラム

内容	講師（職名）	講義時間	講義時間 （内科）
1. 高血圧と動脈硬化	日 医 太 郎 （ 医大内科教授 ）	6 0 分	6 0 分
2. 慢性肺気腫	日 医 二 郎 （ 大学医学部内科講師 ）	6 0 分	6 0 分
3. 骨粗鬆症の診断と治療	日 医 三 郎 （ 医大整形外科教授 ）	6 0 分	

## 日本内科学会 更新に関する規定

1. 日本内科学会は認定内科専門医と認定内科医のレベル保持のため、次の方式により認定更新制を施行する。
2. 日本内科学会の認定を受けた認定内科専門医と認定内科医は、認定を受けてから5年を経た時に、認定更新の審査を受けなければ、引き続いて日本内科学会認定内科専門医および日本内科学会認定内科医を呼称することはできない。
3. 認定更新は、認定医制度審議会の中に設置された認定更新委員会が行う。認定更新委員会委員は認定医制度審議会で選任し、理事長が委嘱する。
4. 認定更新は、毎年1回、日本内科学会雑誌に公告して行う。  
この公告には、その年度に更新の審査を受けるべき該当者、ならびに認定更新申請に必要な提出書類や申請期日を記載する。
5. 公告の記載事項に該当する認定内科専門医および認定内科医は、公告に従い、所定の書類を添付して認定更新の申請をしなければ、認定の更新を受けることはできない。
6. 認定更新は、認定を受けてから5年間に認定医制度審議会が指定した教育企画等に参加し、所定研修単位を取得した者について行う。  
認定更新に必要な研修単位取得の対象となる企画とその参加単位数は、下記により計算する。  
[\[認定更新の規定 - 認定内科医\]](#)  
[\[認定更新の規定 - 認定内科専門医\]](#) 6ページ以下参照
7. 認定を受けてから認定更新するまでの所定の期間（認定ごとに指示する）で取得した単位数が所定の研修単位数に満たない者については、認定更新の保留を行っていたが、認定更新の保留を以下の通り廃止とする。
  - 認定内科医  
2005年3月末日を以って『保留』は全て廃止とする。
  - 認定内科専門医  
2006年3月末日を以って『保留』は全て廃止とする。
  - 特別措置  
特別な事情（留学・病気療養等）により更新が出来なかったものに対しては、その事情を記した書類を提出し、更新（期間延長等）について審議する。
8. 「休会に関する規則」定款第3章第11条による休会届けを提出し、海外留学をした者が帰国後、それを証明する書類の提出により、認定更新委員会が審査の上、認定期間の延長を認めることができる。但し、認定期間の延長は施行細則に定める。

9. ここに記載された認定更新制に関する事項の改定は，評議員会の承認を要する．
10. 認定更新の事務は，日本内科学会事務局において行う．

付則 1 認定更新料は別に定める．

付則 2 この規定の施行についての細則は認定医制度審議会の議決を経て別に定める．

- 
- (平成 2 年 4 月 4 日 評議員会で一部改定)
  - (平成 4 年 4 月 1 日 評議員会で一部改定)
  - (平成 5 年 4 月 31 日 評議員会で一部改定)
  - (平成 6 年 4 月 13 日 評議員会で一部改定)
  - (平成 8 年 4 月 10 日 評議員会で一部改定)
  - (平成 10 年 4 月 8 日 評議員会で一部改定)
  - (平成 12 年 4 月 5 日 評議員会で一部改定)
  - (平成 15 年 3 月 31 日 評議員会で一部改定)
  - (平成 16 年 4 月 7 日 評議員会で一部改定)

## 認定更新の規定 - 認定内科専門医 -

### 更新に関する規定

1. 認定内科専門医は「認定内科医」と「認定内科専門医」の両方を更新しなければならない。
2. 総単位数は 75 単位とする  
(認定内科医 25 単位 + 認定内科専門医 50 単位 = 75 単位)。
3. 上記認定内科専門医 50 単位のうち 25 単位以上は日本内科学会の企画したものへの参加(論文掲載も含む)により取得したものとする。
4. 上記の 25 単位の中には、日本内科学会総会・講演会、生涯教育委員会主催生涯教育講演会(A、Bセッション)、内科学の展望のいずれかに 1 回以上参加した単位が含まれていること。
5. 期間内(5年)にセルフトレーニング問題による単位を 1 回以上取得すること。

### 研修取得単位の対象となる企画とその参加単位数

1. 日本内科学会が行う講演会
  - (1)日本内科学会総会・講演会への参加は 15 単位とする。  
この参加単位は、1 日以上のお会期の場合、1 日の出席でも 1 回と計算する。  
総会・講演会の演者は 3 単位加算する。
  - (2)生涯教育委員会主催生涯教育講演会、内科学の展望への参加はそれぞれ 10 単位とする。
  - (3)各支部主催生涯教育講演会への参加は 5 単位とする。
  - (4)日本内科学会地方会への参加は 5 単位とする。  
地方会の演者は 2 単位加算する。
  - (5)日本内科学会地方会時の内科専門医による教育セミナーへの参加は 2 単位とする。  
認定更新の単位登録は、本会については所定の方式で行う。  
総会・講演会および地方会での演者としての単位の計算は、それを証明するプログラムまたは論文の写しを添付すること。
2. 日本内科学会以外が行う講演会
  - ・日本医学会総会(4年に1回)への参加は 10 単位とする。
  - ・国際内科学会議への参加は 5 単位とする。
  - ・日本内科学会が指定した下記 13 学会の講演会への参加は 5 単位とする。  
日本消化器病学会、日本肝臓学会、日本循環器学会、日本内分泌学会、日本糖尿病学会、日本腎臓学会、日本呼吸器学会、日本血液学会、日本神経学会、日本アレルギー学会、日本リウマチ学会、日本感染症学会、日本老年医学会
  - ・日本医師会が行う生涯教育企画(都道府県単位の医師会も含む)のうちで認定医制度審議会が認めたものへの参加単位は、2 単位とする  
認定更新の単位登録は、本会以外については、生涯教育企画に参加したことを証明する書類を添付すること。

### 3. 論文掲載

1. 日本内科学会発行の雑誌（日内会誌，Internal Medicine）については，筆頭者は 10 単位とする．
2. 内科専門医会誌の論文掲載については，筆頭者は 5 単位とする．  
論文および著書は，申請の際，その別刷または写しを添付すること．
3. 認定医制度審議会が認める内科系学会雑誌の論文掲載については，筆頭者は 5 単位とする．
  - ・ 国内誌の場合は，指定 13 学会（上記 2 - と同一）雑誌とする．
  - ・ 国外誌の場合は，原則としてレフリー制度がしっかりしている雑誌で，内科臨床に関連のある内容に限る．論文および著書は，内科臨床に係わる学術的なものに限る．申請の際，その別刷または写しを添付すること．

### 4. セルフトレーニング問題

全問題の正解率が 60% を越えた者について 5 単位を与える．

### 5. 生涯教育講演会ビデオ問題

全問題の正解率が 60% を越えた者について 5 単位を与える．

## 認定内科専門医対象企画別単位表

は自己申告が必要な企画です

### 日本内科学会主催の企画

企画名	単位	演者
1. 日本内科学会総会・年次講演会	15	3
2. 生涯教育委員会主催生涯教育講演会	10	
3. 内科学の展望	10	
上記 1～3 の企画にはいずれか 1 回以上の参加が必要です		
各支部主催生涯教育講演会	5	
日本内科学会地方会	5	2
日本内科学会地方会時の内科専門医による教育セミナー	2	
日本内科学会雑誌筆頭者	10	
Internal Medicine 筆頭者	10	
内科専門医会誌筆頭者	5	
セルフトレーニング問題 (必須)	5	
生涯教育講演会ビデオ問題	5	

### 日本内科学会以外の企画

企画名	単位
日本医学会総会	10
国際内科学会議	5
本会が指定した 13 学会年次講演会	5
医師会主催の生涯教育講演会のうち本会の認めたもの	2
内科系学会雑誌論文筆頭者	
国内誌 (指定 13 学会雑誌)	5
海外誌	5

は自己申告が必要な企画です

(平成 15 年 3 月 31 日 評議員会で一部改定)